

陳情第 17 号

「原則自宅療養」の撤回、必要な入院・療養が保障される医療体制を
求める陳情書

令和3年12月2日付けで受理した別紙の陳情書を、議会運営委員会の決定により
配付する。

令和4年2月25日 配付

京丹後市議会議長 金 田 琮 仁



2021年12月2日

京丹後市議会

議長 金田 琮仁 殿

京都医療労働組合連合会

執行委員長 勝野 由起彦

京都市中京区

「原則自宅療養」の撤回、必要な入院・療養が 保障される医療体制を求める陳情書

【陳情趣旨】

従来より格段に感染力の強いデルタ株が広がるなか、オリンピック・パラリンピックの開催が強行され、災害レベルにまで至った新型コロナウイルス感染第5波では、全国で、病院にも宿泊療養にも入れず、保健所の連絡も間に合わない「自宅放置」が激増しました。

こうした中で政府は、事態の改善を図るどころか「入院は重症と重症化リスクの高い者に重点化、それ以外は自宅療養を基本」という方針を打ち出し、批判の噴出に「中等症は入院」と軌道修正したものの、「原則自宅療養」は撤回せず、いのちの危機にさらされる在宅患者の様子が、連日、マスコミで報道されました。全国の警察が8月に扱った変死遺体のうち、過去最多の250人が新型コロナウイルスに感染していたと報じられています。

医療や保健所のひっ迫を理由に国が「自宅放置」を方針とすることは、本来、感染者の医療保障に責任を持つべき国が、患者の医療を受ける権利を制限し、感染者の隔離・保護による感染抑止を放棄するもので、爆発的感染拡大の犠牲者に自助努力を強いて、医療・公衆衛生の確保に対する国の責任を棚上げするものです。たとえ爆発的な感染拡大に至ったとしても、誰ひとり、必要な医療が受けられずいのちを落とすことのない医療・公衆衛生体制を確保することこそ、憲法25条に定められた国と自治体の責務です。

また、病床や医療スタッフが足りないにも関わらず、国は、今通常国会で医療法等一部改正を強行し、病床削減と医師・看護師の増員抑制を進めようとしています。

病院・病床や保健所の削減を進めてきたなかで新型コロナに直面し、医療崩壊や保健所機能マヒに陥ったこの間の事態を重く受け止め、医療提供体制の効率的再編を中止し、感染抑止と医療・公衆衛生体制の強化に国が責任を持つよう強く求めます。

以上の趣旨から、下記事項につき、地方自治法第99条にもとづく国に対する意見書を決議していただけるよう陳情いたします。

【陳情項目】

1. 「原則自宅療養」を撤回し、災害級の感染拡大でも、国の責任で、誰もが必要な医療が受けられる体制を確保すること。
2. 2021年国会で成立した医療法等一部改正を白紙に戻し、地域医療構想を抜本的に見直して、災害級の感染爆発に至っても一般医療と十分両立できる感染症に対応する施設・設備・人員をあらかじめ確保し、その維持に必要な財源は全額国費で賄うこと。